

佐賀県訓令甲第2号

県土整備部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第1条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 杵藤土木事務所九州新幹線西九州ルート整備推進室（以下「室」という。）に室長を置く。</u></p> <p><u>5 室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 室長は、上司の命を受けて、室の事務を総括する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。</u></p> <p><u>6～9 略</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、室長、課長、副室長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第1条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4～7 略</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p>

改正前	改正後
5 略	5 略

様式第 20 号中「受領印」を「受領確認欄」に改める。
様式第 22 号中「検査者印」を「検査者氏名」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。